

とき

TOKINO KIRAMEKI

季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌



古城を思わせる牛久シャトー本館は
映画やCMなどに度々登場



CONTENTS

Vol.18

◆ ユキマサ君が行く 歴史と文化、そして かつぱに出会える牛久市

- ◆ こんにちは！行政書士です
- ◆ 農地法が改正され農業参入が容易に
- ◆ 戸籍法が改正され便利になりました
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を開催

満開の桜と芝桜に囲まれた牛久大仏

ユキマサ君が行く



牛久市



歴史と文化、そして かっぱに出会える牛久市 牛久市



ユキマサ君は、満開の桜が咲き誇る「牛久シャトー」、牛久大仏、「牛久沼散策路」など、牛久市内の観光名所を訪れました。牛久市は東京のベッドタウンとして昭和40年代から開発が進み、充実した都市機能と豊かな自然が広がる歴史と文化の街。そして、市内のいたる所で見られるモニュメントやイラストに出会える「かっぱのまち」です。



牛久シャトー

牛久市中央 3-20-1

牛久駅から
徒歩8分



時を刻む巨大なワイン樽



牛久シャトーの歴史を紹介した展示室

1903年（明治36年）に神谷傳兵衛が建設した日本初の本格的ワイン醸造場として「国の重要文化財」に指定されているほか、「近代化産業遺産」、「日本遺産」にも認定されています。ヨーロッパの古城を思わせる本館、神谷傳兵衛記念館、レストランを中心として、オエノンミュージアムやショップなどもあり、無料で見学できます。

※本館は一般公開していません。



牛久大仏(阿弥陀如来)

牛久市久野町 2083

牛久駅から
バス約30分

青銅製仏像としては世界最大の120mでギネス世界記録に認定。大仏様の胎内を拝観でき、高さ85mからの展望や厳かな空間での写経、約3,400体の胎内仏に囲まれた金色の世界を体感できます。

また、大仏の周りは伝統的な浄土式庭園で、四季折々の花々を楽しみながら日本一の大香炉、ふれあい動物園、仲見世（お土産店）を巡れます。



パワースポットとしても人気の牛久大仏



USHIKU AREA MAP

牛久沼周辺散策路

牛久市城中町 77 他

牛久駅から
バス約15分

・住井すゑ文学館

・雲魚亭

・河童の碑

・観光アヤメ園 など



満開の桜が咲き誇る観光アヤメ園

河童伝説が残る牛久沼のほとりに、文人墨客に愛された風景と史跡が残っています。自由と平等を訴える作品を数多く残した小説家の住井すゑ（代表作の「橋のない川」は大ベストセラーとなり映画化もされた）の書斎があった建物を改装した「住井すゑ文学館」や明治から昭和初期に活躍した日本画家の小川芋銭（河童の芋銭、湖畔の仙人とも言われる）が晩年を過ごした「雲魚亭」などを見学できます。なお、開館日や時間は事前に牛久市役所のホームページで確認してください。

牛久沼に架かる三日月橋のもとには、観光アヤメ園や桜並木があり、春から初夏にかけて多くの市民が訪れます。



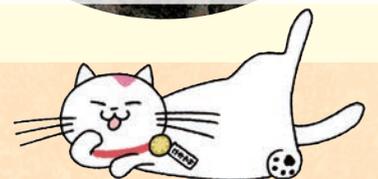
住井すゑ文学館



小川芋銭の偉業を讃えるために昭和27年に建立された「河童の碑」



小川芋銭が晩年を過ごした雲魚亭（屋内見学は土日祝のみ）



牛久市は、かっぱ、カッパ、河童であふれる



「河童松」や「河童の秘薬」

悪さをしている河童を捕らえて牛久沼にある松の木に縛りつけたといわれる「河童松」やどんな怪我でも治る薬の製法を河童から伝授された「河童の秘薬」などが伝説として語り継がれています。



小川芋銭

小川芋銭と河童

小川芋銭は「河童百図」、「カッパの戯れ」、「水魅戯」、「水虎と其眷属」等々、河童をはじめとして水魅山妖などの精霊を主題とした作品をたくさん描きました。

河童百図
(遊戯三昧)



街を歩けばかっぱに出会える

牛久市内のあちこちにかっぱのモニュメントやマンホールが点在するほか、市内を循環するコミュニティバス「かっぱ号」



コミュニティバス
「かっぱ号」



牛久駅近くの
モニュメント



かっぱが
描かれたマンホール

河童を冠した農産物



「牛久河童米」「牛久河童大根」「牛久河童西瓜」など。

最大イベントの「うしくかっぱ祭り」や牛久市観光協会のマスコットキャラクター「かっぱのキューちゃん」など、牛久市は本当に **かっぱ** が **大好き** ですよ!



かっぱの
キューちゃん

河童ばやし踊り
パレード



牛久市長
沼田 和利

「季のきらめき」第18号の発刊、おめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、市政各般にわたり多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

また、街の法律家として、多岐にわたる相談への法務サービスの提供に、日々精励されておりますことに敬意を表します。

本市は、茨城県南部に位置し、鉄道や高速道路等の交通アクセスに優れ、充実した都市機能を持ちながらも、田園や豊かな自然が広がる、“多彩な顔を持つまち”です。

また、市内には日本遺産に認定されている「牛久シャトー」や、世界最大の青銅製大仏である「牛久大仏」などの観光資源にも恵まれており、年間を通して多くの方々にご来訪頂いております。

これら牛久市の持つ魅力をアップデートし、積極的に発信していくことで、「うしくの魅力」の更なる向上と、賑わいと活力のあるまちづくりに取り組んでまいります。

皆様には、牛久市に足をお運びいただき、「多彩なまち うしく」を是非ご体感いただければ幸いです。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。（日本行政書士会連合会 行政書士倫理綱領より）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、或いは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行ないます。

行政書士には行政書士試験合格者、行政事務経験者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。令和6年4月末日現在、全国で会員登録者数は51,923名となっており、茨城県行政書士会には、1,200名が会員登録しています。

行政書士が行なうことのできる業務範囲は、説明することが不可能に近いほど広範囲に及びます。申請書類や契約書等の作成にあたっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めています。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成26年6月13日に行政不服審査法が改正されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立、再審査請求等の行政不服申立手続き代理および書類の作成を業とすることができます。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護保険施設開設許可申請
- 自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、事業計画書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案・作成
- 資金調達支援（公的補助金・融資等）
- 雇用、賃金について相談
- 経営コンサルティング
- 経営革新計画書作成

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書・遺産分割協議書・相続
- 内容証明郵便の作成
- クーリングオフ手続き
- 自動車登録・車庫証明申請
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作権・著作物の登録
- 任意成年後見契約手続き
- 在留許可申請、帰化許可申請
- 外国人招聘（雇用等）手続き
- 行政不服申立手続き

住宅、不動産 に関すること

- 不動産賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請
- 道路占用・使用許可申請



農地法が改正され農業参入が容易になりました！



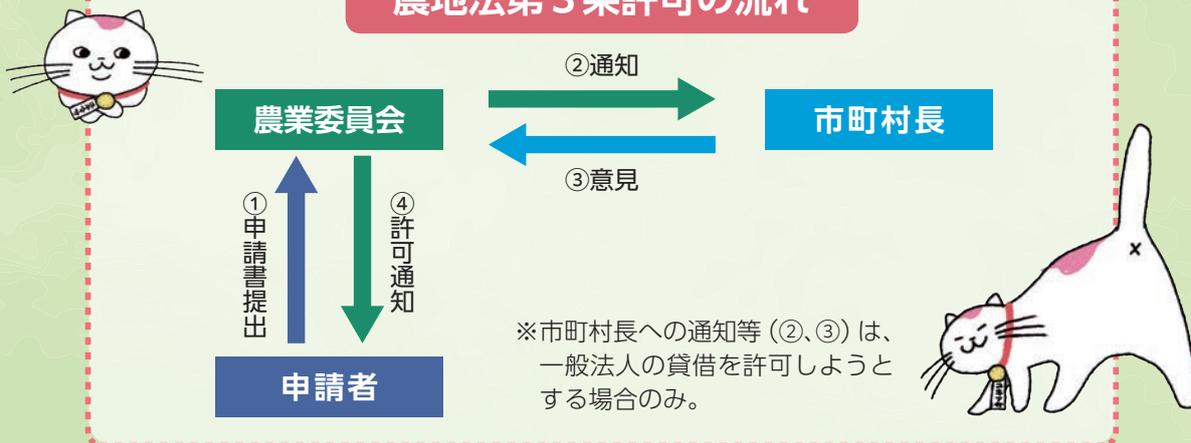
農地法が改正されました



農地の権利を取得するための手続き

○個人や法人が、農地を売買又は貸借するためには、原則として、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可(農地法第3条)が必要。この許可を受けていない売買等は無効。

農地法第3条許可の流れ



個人が農業に参入する場合の要件

○農業委員会は、農地のすべてを効率的に利用すること等の要件をすべて満たした場合に限り許可。

1. 農地のすべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 必要な農作業に常時従事すること

農地の取得者が、必要な農作業に常時従事(原則、年間150日以上)すること

3. 周辺の農地利用に支障がないこと

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと



法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件（個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

〔※個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要〕



農地を所有したい

農地所有適格法人 （農地を所有できる法人）

1. 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社

2. 事業内容

主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）〔売上高の過半〕

3. 議決権

農業関係者が総議決権の過半を占めること

4. 役員

- 役員が過半が農業に常時従事する構成員であること
- 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を
借りることも可能

農地を借りたい

一般法人 （貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の
要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に解除条件が付されている こと

解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

2. 地域における適切な役割分担のもと に農業を行うこと

役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

3. 業務執行役員又は重要な使用人が 1人以上農業に常時従事すること

農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

最寄りの行政書士に相談しよう！！



最寄りの市区町村窓口で**戸籍証明書**を取得できるようになりました！

● 戸籍謄本等の広域交付 ●

これまで本籍地の自治体のみでしか戸籍謄本等を請求できませんでしたが、本籍地が遠くにある方でも、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、お住まいや勤務先の近くの市区町村の窓口でまとめて請求できるようになりました。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍（紙で管理している戸籍謄本等）を除きます。

※個人事項証明書（戸籍抄本）や一部事項証明書は請求できません。

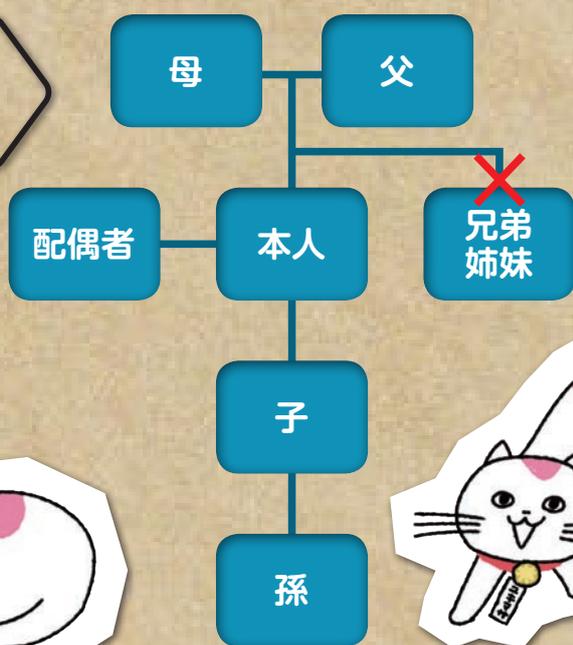
※戸籍の附票、身分証明書、独身証明書等はこれまで通り本籍地のみでの交付となります。

広域交付で請求できる方

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など（直系尊属）
- 子、孫など（直系卑属）

※亡くなった配偶者の婚姻前の戸籍証明書等は請求できません。

※兄弟姉妹の戸籍証明書等は請求できません。



< 注意事項 >

○戸籍証明書等を請求できる方（上記参照）が市区町村の戸籍担当窓口で請求する必要があります。

※郵送や代理人による請求はできません。

○市区町村の戸籍担当窓口での本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- パスポート
- など

※健康保険証、年金手帳等は本人確認書類として認められません。

● 戸籍届出時の戸籍証明書等の添付省略 ●

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合（新婚旅行先の市区町村の窓口で婚姻届を提出する場合など、）でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認できるようになるので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となりました。

戸籍電子証明書の発行による戸籍証明書等の添付省略



パスポートの発給申請などにおいて、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号（有効期限3か月のパスワード）を申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書を確認することができるようになるため、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続きが完了されます。

マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略

児童扶養手当認定手続において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報（マイナンバーの提示を受けた者に関する親子関係、婚姻関係等の情報）を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となります。



こちらも順次運用開始予定です。 ✨ ✨ ✨

制度の詳細はこちらで
確認できるにや

法務省 HP



法務省 戸籍法改正

広域交付で請求できない戸籍証明書等については、これまでと同様に本籍地の市町村役場での取得となります。

お困りの方は、お近くの行政書士にご相談ください。

茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しております。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週木曜日に電話無料相談窓口を設置し、相続・遺言などの市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても、無料相談会やセミナーなど、地域の皆さまの身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

許認可申請書類や法人設立関係書類、事業計画書、社内規定などをはじめとして、様々な書類作成を支援いたします。さらに資金調達支援や事業承継など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、事業の継続・経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の小中学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになりました。

本会では、県内の小中学校において「著作権」や「国際化」、「スマホ(SNSトラブル)」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。



災害協定

本会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内30市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介

支部名
県西支部

市町村
古河市、結城市、筑西市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡（八千代町）、
猿島郡（五霞町、境町）

会員数
279名

支部長事務所所在地
筑西市二木成1406番地

連絡先
0296-25-1907

支部名
県北支部

市町村
日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡（東海村）、久慈郡（大子町）

会員数
103名

支部長事務所所在地
日立市助川町4丁目11番13号

連絡先
0294-23-1766

支部名
水戸支部

市町村
水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡（茨城町、
大洗町、城里町）

会員数
297名

支部長事務所所在地
水戸市堀町979番地7

連絡先
029-303-5812

支部名
県南支部

市町村
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、
つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、
つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、
北相馬郡（利根町）

会員数
424名

支部長事務所所在地
龍ヶ崎市佐貫三丁目7番地7

連絡先
0297-86-7270

支部名
鹿行支部

市町村
鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

会員数
97名

支部長事務所所在地
鹿嶋市鉢形1084番地23
ヨネカワ第1ビルB

連絡先
0299-77-5412

（令和6年4月末現在）

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<https://ibaraki-gyosei.or.jp> TEL **029-305-3731**

令和6年度 支部相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和6年4月1日現在

市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先	
あ 阿見町	実穀ふれあいセンター 2階 会議室 (要予約)	原則毎月第3または第4日曜日 (4/21・5/19・6/16・7/21・8/18・9/22・10/20・11/17・12/15・ 1/19・2/16・3/16)	午後1時30分～ 午後4時30分	予約先:担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電話受付)	
い 石岡市	国府地区公民館 小3会議室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (4/20・5/18・6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・11/16・12/21・ 1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536	
	稲敷市役所 1階 相談室 (要予約)	原則毎月第2・4日曜日 (4/14・4/28・5/12・5/26・6/9・6/23・7/14・7/28・8/11・8/25・ 9/8・9/22・10/13・10/27・11/10/11/24・12/8・12/22・1/12・ 1/26・2/9・2/23・3/9・3/23)	午前10時～正午	稲敷市役所 総務課 029-892-2000 (相談日当日午前8時30分 ～午前11時に電話受付)	
	茨城町 2階 第一会議室等	原則毎月第2水曜日 (4/10・5/8・6/12・7/10・8/14・9/11・10/9・11/13・12/11・ 1/8・2/12・3/12)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111	
う 牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 会議室 (要予約)	原則毎月第4土曜日 (5/25・6/22・7/27・8/24・9/28・10/26・12/28・1/25・3/22)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先:担当 小野寺 080-7855-2121 (平日午前9時～午後5時に電話受付)	
お 大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (4/16・5/21・6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・12/17・ 1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111	
	小美玉市 (旧美野里町役場) 1階 ロビー	原則毎月第3火曜日 (4/16・5/21・6/18・7/16・8/20・9/17・10/15・11/19・12/17・ 1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111	
か 鹿嶋市	鹿嶋市役所 1階 相談室1	原則毎月第2日曜日 (4/14・5/12・6/9・7/14・9/8・10/13・11/10・12/8・2/9・3/9)	午後1時30分～午後4時	担当 大川 0299-77-5412	
	笠間市 笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (4/17・5/15・6/19・7/17・8/21・9/18・10/16・11/20・12/18・ 1/15・2/19・3/19)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101	
	河内町 河内町農村環境改善センター 1階 農事研究室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (4/20・5/18・6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・11/16・12/21・ 1/18・2/15・3/15)	午前10時～正午	予約先:担当 飯塚 090-8582-5821 (実施日3日前の17:00まで予約可)	
き 北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室 (要予約)	原則毎月1回 (4/9・5/8・6/7・7/3・8/6・9/2・10/1・11/6・12/2・1/7・2/7・3/3)	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111	
こ 古河市	コスモスプラザ (三和地域交流センター) 会議室1	4/27・10/26	午前10時～午後1時	三和地域交流センター 0280-76-1517	
	スペースU古河 会議室	4/20・10/12		スペースU古河 0280-22-5520	
	中央公民館 会議室1	5/18・11/16		中央公民館 0280-92-4501	
	五霞町 中央公民館 A研修会議室	6/15・2/15	午前10時～午後1時	五霞町教育委員会 0280-84-1111	
さ 境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (4/28・5/26・6/30・7/28・8/25・9/29・10/27・11/24・ 12/22・1/26・2/23・3/30)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016	
	桜川市	運動公園ラスカ SAKURAフェスティバル会場内	4/13 ※荒天時中止	午前9時～午後3時	担当 桜川市行政書士 連絡会事務局 0296-76-5162
		岩瀬庁舎 1階 フロア	8/26・12/17・2/17		
真壁庁舎 1階 3190会議室	6/17・10/21	午後1時～午後3時			
下妻市	下妻市立図書館 集会室	7/5・10/25	午後1時～午後3時	担当:木村 0296-45-4045	
し 常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	4/9・5/16・6/11・7/10・8/9・9/10/10/8・11/12・12/10・1/14	午後1時～午後4時	担当:飯塚 0297-42-5880	
	石下庁舎 会議室	10/11			
	地域交流センター(豊田城)	2/11・3/11			
城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (4/9・5/14・6/11・7/9・8/13・9/10/10/8・11/12・12/10・1/14・ 2/12・3/11)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111	
た 大子町	大子町役場 1階 生活環境課 (要予約・市民に限る)	原則第1火曜日	午後1時～午後4時 (45分以内)	予約先:大子町役場 生活環境課 0295-76-8802	
ち 筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (4/20・6/15・8/17・10/19・12/21・2/15)	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795	
つ つくば市	つくば市役所 3階 302会議室 (要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (4/11・5/16・6/20・7/25・8/15・9/26・10/17・11/14・12/12・ 1/16・2/13・3/13)	午後1時～午後4時	予約先:担当 野村 090-3291-1215 (平日午前9時～10時に電話受付)	
	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (4/18・5/16・6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・12/19・ 1/16・2/20・3/27)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
と	東海村	総合福祉センター 絆 ボランティア室① (要予約・市民に限る)	原則毎月第2金曜日 (4/12・5/10・6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・12/13・ 1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先:東海村社会福祉協議会 029-283-0205
	利根町	利根町文化センター (要予約)	原則毎月第3日曜日 ※ただし、令和6年4月は4/7以降も会場の状況等により変更 の場合があるため要確認。利根町広報誌「広報とね」に掲載。	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先:担当 野村 090-1603-7374 (平日午前10時～午後2時電話受付)
な	那珂市	那珂市役所 1階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則第3水曜日	午後1時30分～午後4時 (30分以内)	予約先:那珂市役所 市民相談室 029-298-1111
は	坂東市	猿島公民館 会議室2・3 (市民に限る)	4/28・10/27	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
		岩井公民館 会議室 (市民に限る)	7/28・1/26		
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第2・4水曜日 (4/10・4/24・5/8・5/22・6/12・6/26・7/10・7/24・8/14・8/28・ 9/11・9/25・10/9・10/23・11/13・11/27・12/11・12/25・1/8・ 1/22・2/12・2/26・3/12・3/26)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先:日立市役所 市民相談室 0294-22-3111
	常陸 太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3月曜日 (4/15・5/20・6/17・7/16・8/19・9/17・10/21・11/18・12/16・ 1/20・2/17・3/17)	午後1時30分～午後5時 (30分以内)	予約先:担当 大和田 0294-23-1766
	ひたち なかな か市	ひたちなかな市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (4/4・4/18・5/2・5/16・5/30・6/6・6/20・7/4・7/18・8/1・ 8/15・8/29・9/5・9/19・10/3・10/17・10/31・11/7・11/21・ 12/5・12/19・1/16・1/30・2/6・2/20・3/6・3/21)	午後1時～午後4時	ひたちなかな市役所 029-273-0111
		ひたちなかな市役所 那珂湊支所 2階 会議室	原則毎月第2・4木曜日 (4/11・4/25・5/9・5/23・6/13・6/27・7/11・7/25・8/8・8/22・ 9/12・9/26・10/10・10/24・11/14・11/28・12/12・12/26・ 1/9・1/23・2/13・2/27・3/13・3/27)		
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (4/4・4/11・4/18・4/25・5/2・5/9・5/16・5/23・5/30・6/6・ 6/13・6/20・6/27・7/4・7/11・7/18・7/25・8/1・8/8・8/15・ 8/22・8/29・9/5・9/12・9/19・9/26・10/3・10/10・10/17・ 10/24・10/31・11/7・11/14・11/21・11/28・12/5・12/12・ 12/19・12/26・1/9・1/16・1/23・1/30・2/6・2/13・2/20・ 2/27・3/6・3/13・3/21・3/27)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第2金曜日 (4/12・5/10・6/7・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・12/13・ 1/10・2/7・3/7)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (4/20・5/18・6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・11/16・12/21・ 1/11・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	守谷市立公民館もりりん中央 (旧名称 守谷中央公民館)	原則毎月第2または第3土曜日 (4/13・5/11・6/8・7/13・8/10・9/14・10/12・11/9・12/21・ 1/18・2/8・3/8)	午後1時～午後4時 10/12 (午前10時～午後4時)	担当 中山 0297-48-5349
や	八千代町	中央公民館 会議室A	7/6・3/8	午前10時～午後1時	八千代町役場 総務課 0296-48-1111
ゆ	結城市	結城市立公民館	7/20・10/5	午前10時～午後3時	担当 増戸 0296-25-1907

※最新の情報は行政書士会 HP でご確認ください。

「身近な街の法律家」・行政書士



茨城県行政書士会
会長 古川 正美

【季のきらめき】をご覧いただき誠にありがとうございます
ございます。

本誌は行政書士という資格者について読者の皆様が
理解しやすいようにと作成されておりますが、もう少
し詳しく説明させていただきます。

我々行政書士は、非常に複雑・多岐にわたる行政手
続きの専門家として書類の作成やその相談等の業務を
日々行っております。

近年多発する自然災害発生時には被災自治体の要請
により被災者支援として困りごと相談所の開設などの
社会貢献事業にも積極的に取り組んでおります。

行政書士をはじめとする士業制度は、市民生活を円
滑に送るためになくはならないものであります。

特にコロナ後の急速な行政のデジタル化に対応する資格者として存在することが
我々行政書士に求められております。

現在茨城県内には1,200名を越える会員が在籍しており、また県内ほぼすべての市
町村を網羅しております。

困ったときには「そうだ、行政書士に相談しよう!」と思い出してください。

必ずやご期待にお応えいたします。



年2回発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305 - 3731

FAX (029) 305 - 3732



発行者 会長 古川 正美
編集 担当副会長 竹内 崇
広報・監察部 澁谷 輝男 / 齊藤 強
大嶋 薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

ご感想をお寄せ下さい
E-mail: info@ibaraki-gyosei.or.jp

茨城県行政書士会
市民相談センター

電話無料相談

一人で悩まず気軽に相談!

毎週 木曜日(祝日は除く) 午後1時30分~午後4時30分

☎ 029-350-5767



運送業・
建設業・宅建業
に関する事

相続や
遺言書に
に関する事

自動車に
関する
こと

中小企業の
支援に
に関する事

契約書の
作成に
に関する事

農地活用
に関する
こと

土地開発
に関する
こと

飲食店等の
営業許可に
に関する事

外国人の
手続に
に関する事

法人設立
に関する
こと



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。



茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732 URL: <https://ibaraki-gyosei.or.jp>



後援

公益財団法人
茨城県
開発公社